



時短・外出自粛等により影響を受けた道内事業者の皆様へ

Check 1
まずは

北海道では、時短にご協力いただいた飲食店の取引先や飲食店（札幌市内の時短対象飲食店等以外）など全道の様々な事業者の皆様を経済的な影響が及んでいることから、新たな支援金を創設しました。

国の一時支援金の申請はお済みですか？

道内事業者の皆様も申請できます。

特に、旅行関連事業者のみなさまの申請に必要な書類が大幅に簡素化されています。

対象になるか
ご確認をお願いいたします。

給付額

中小法人等 上限60万円
個人事業者等 上限30万円

国の申請受付
5月31日まで



国の一時支援金のお問合せ TEL.0120-211-240 または TEL.03-6629-0479

<https://ichijishienkin.go.jp/>

Check 2
次に

国の一時支援金の対象にならない方は「道特別支援金」をぜひご利用ください。

国の一時支援金と道特別支援金の両方を
受給することは出来ませんのでご注意ください。

道特別支援金

給付額	中小法人等 20万円 個人事業者等 10万円	期間	申請受付 4/1▶8/31まで
-----	---------------------------	----	--------------------

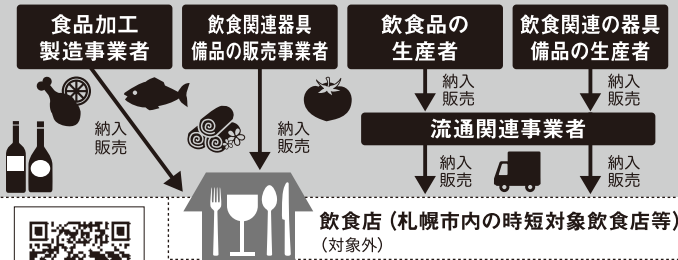
要件: 下記の①②のうち、2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上が対前年または前々年同月比50%以上減少していること。
※ただし、比較する月を2020年11月及び12月とした場合は前年同月のみとする。

給付対象

1

札幌市内時短対象飲食店等との取引がある事業者

農漁業者、飲食料品店、割り箸、おしぼりなど時短等対象飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定。



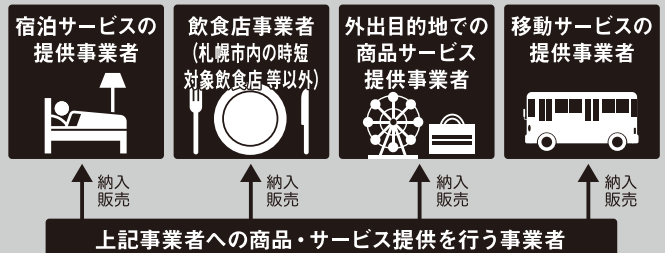
詳細はホームページよりご確認ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/tokubetsushienkin/01top.htm>

給付対象

2

北海道内外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、飲食店（札幌市内の時短対象飲食店等以外）など人流減少の影響を受けた事業者を想定。



北海道 特別支援金コールセンター
TEL.011-351-4101 (8:45~17:30)

※4月29日までは
土日祝日も受付、
以降は平日のみ